

# 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響 により収入が減少した被保険者等に係る国民健康 保険税の減免申請書及び解説

※ 以下では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を「**感染症**」、標記の減免を「**感染症減免**」と記載します。

次ページ以降が、減免申請書と、その解説となっています。偶数ページの太い線で囲われた部分のうち、色塗りされた部分について記入し、添付書類と合わせて、「8 提出先」に提出してください。

前橋市国民健康保険課で申請書等を受理した後、受理日の翌月末を目途に減免の承認又は非承認の通知を郵送します。申請書等に不明な点等があった場合は、電話等でご連絡します。

承認・非承認の通知がお手元に届くまでは、現状お送りしている納付書により、各納期の納期限までに納税してください(口座振替の方は、各納期限日に振り替えられます。特別徴収の場合は、年金から差し引かれます。)。減免が適用された結果、過払いになった分については、後日還付します。

## 目次

1 納税義務者(住民票上の世帯主)についての記入欄	2 ページ
2 申請者(本申請書を記入・提出する方)についての記入欄	2 ページ
3 主たる生計維持者についての記入欄	4 ページ
4 減免区分	4 ページ
5 世帯の収入等についての記入欄	6 ページ
6 申請が令和2年8月1日以後になった場合の、その理由についての記入欄	12 ページ
7 添付書類	14 ページ
8 提出先	16 ページ
9 その他注意事項	16 ページ

## 【問合せ先】

〒371-8601  
前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市役所 国民健康保険課賦課係

**お問合せは、まずお電話で☎**

3密を避けるため、ご来庁は  
極力お控えください。

電話番号 (直通)027-898-6250  
(代表)027-224-1111 (内線 2969 又は 3250)

## 感染症減免の概要

この申請書で申請する感染症減免では、次の要件を満たす世帯の国民健康保険税(以下「国保税」と記載します。)を減免します。

	詳述ページ
① 主たる生計維持者が、感染症に罹患し、死亡した。 → <b>当該世帯の国保税を全額減免</b>	3ページ
② 主たる生計維持者が、感染症に罹患し、重篤な傷病を負った。 → <b>当該世帯の国保税を全額減免</b>	
③ 感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年の収入が、令和元年の収入よりも減少することが見込まれ、次の3つの要件に該当する。 i 主たる生計維持者の事業収入、給与収入等のいずれかの令和2年の減少見込み額が、令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ii 主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が、1,000万円以下であること。 iii iに該当する事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。 → <b>当該世帯の国保税の一部を減免</b>	5ページ ~ 9ページ

- ※ 解雇等により離職し、非自発失業者の国保税軽減制度が適用できる場合は、原則、感染症減免を適用できません。 詳細については、11ページ上段を参照してください。
- ※ 令和元年中の合計所得金額又は減少が見込まれる収入・所得がゼロ以下だった場合は、減免額がゼロ円となり、減免できません。 各種金額の定義は5ページを、減免額の算出方法については9ページを参照してください。

以下では、偶数ページにおいて、上記要件に沿って申請内容を記入していただき、奇数ページにおいて、その項目を解説します。



## 納税義務者欄の解説

申請者と納税義務者が同一人物の場合は、記入不要です。

申請者と納税義務者との続柄・関係については、次の表のとおり記入してください。

申請者が納税義務者の親族の場合	申請者から見た続柄を記入してください(子、親、兄、妹等)。
申請者がその他の代理人の場合	顧問税理士、従業員等、納税義務者との関係を記入してください。



本市 使用 欄	宛名 番号	審査1	審査2	承 不	入力日	発送日	D		受付印
	記号 番号						受付	郵	
				介	文	後			

様式第1号(第11条関係)

## 国民健康保険税減免申請書(感染症減免用)

(宛先) 前橋市長

提出日 令和 年 月 日

国民健康保険税(以下「国保税」という。)について、前橋市国民健康保険税条例第16条第2項の規定により、下記のとおり減免を申請します。

※ 当申請書における感染症とは、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」のことを指します。

## 1 申請者(本申請書を記入・提出する方)について記入してください。

氏名		生年月日	大・昭 平	年	月	日
住所				電話 番号		

## 2 国保税の納税義務者(住民票上の世帯主)について記入してください。

※ 上記の申請者と同じ場合は、記入不要です。

※ 2に該当する方を、以下では「納税義務者」と記載します。また、納税義務者を世帯主とする世帯を、以下では「当該世帯」と記載します。

氏名		生年月日	大・昭 平	年	月	日
住所				電話 番号		
申請者との続柄・関係						

## 主たる生計維持者欄の解説

1ページ記載の要件①～③のとおり、感染症減免は、「主たる生計維持者」の死亡、傷病又は収入減少に応じて、国保税の減免を行うものになります。

ここで言う「主たる生計維持者」とは、4ページのA～Eのいずれかに該当する方を指します。

※ D又はEを選択した場合は、通帳の送金記録等、生計を維持していることが分かる書類や、親族関係が分かる書類の提出が必要になります。



4ページのA～Eのいずれかに該当し、また、1ページの要件①～③のいずれかにも該当する方が複数いる場合は、次のとおり、減免割合が最も大きくなる方を「主たる生計維持者」としてください。

<p>1ページの要件①又は②(死亡又は傷病)の該当者がいる場合</p> <p>→ <b>その方を主たる生計維持者としてください。</b> 全額減免となります。</p>
<p>1ページの要件①又は②の該当者がおらず、③(収入減少)の該当者がいる場合</p> <p>→ <b>9ページの計算方法により【減免割合】を算出し、その割合が最も大きくなる方を主たる生計維持者としてください。</b></p>

## 減免区分欄の解説

「重篤な傷病を負った場合」とは、次のような場合を指します。

① 感染症の治療が1か月以上継続した場合
② 感染症の治療のため、入院した場合
③ ①又は②に準ずる傷病を負った場合
<p>※ ③とは、感染症の後遺症の治療が1か月以上継続した場合や、感染症の感染により持病が悪化して入院した場合等、<u>感染症の感染を起因として傷病を負った場合を指し、感染症と傷病との因果関係については、医師による証明を要します。</u></p>



### 3 主たる生計維持者について記入してください(必ず記入してください。)

※ 「主たる生計維持者」の定義等については、3ページを参照してください。

氏名		生年月日	大・昭 平	年	月	日
住所				電話番号		

該当する記号を○で囲んでください。

A	納税義務者(2ページの2に該当する方)
B	当該世帯の世帯員のうち、令和元年中の収入が最も多かった者
C	当該世帯の世帯員のうち、令和元年中の収入がBの同収入の8割以上だった者
D	単身赴任世帯の単身赴任者等で、当該世帯の生計を事実上維持している当該世帯の世帯員の親族
E	DV被害者等の支援措置世帯の生計を事実上維持している当該世帯の世帯員の親族

※ 上記3に該当する方を、以下では「主たる生計維持者」と記載します。

### 4 減免区分

該当する記号を○で囲み、それぞれの指示に従って先に進んでください。

A	主たる生計維持者が、感染症に罹患し、死亡した。 → 12ページの6に進んでください。
B	主たる生計維持者が、感染症に罹患し、重篤な傷病を負った。 ※ 重篤な傷病の定義等については、3ページを参照してください。 → 12ページの6に進んでください。
C	感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年の収入が、令和元年の収入よりも減少することが見込まれる。 ※ <u>解雇等により離職し、非自発失業者の国保税軽減制度が適用できる場合は、原則、感染症減免を適用できません。</u> 詳細については、11ページ上段を参照してください。 → 6ページの5に進んでください。

## 収入等の欄の解説

以下の6、8、10ページでは、1ページの要件③ i ~ iiiを満たしているかどうかの判定及び減免割合の算出のため、ご世帯の収入・所得等について記入していただきます。

※ 6、8ページについては、年間収入の減少率が3割以上となる収入についてのみに、記入してください。

※ ここで言う「**収入**」とは、経費や各種控除額を差し引く前の金額を指します(源泉徴収票の「支払金額」、確定申告書第一表の「収入金額等」の欄に該当する金額です。)

感染症減免では、収入のうち、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の**いずれか1つ以上の収入が3割以上減少する見込み**であれば、1ページの要件③ i を満たすこととなります。

【参考：確定申告書第一表（抜粋）】

収入金額等	事業	営業等	ア						
		農業	イ						
		不動産	ウ						
		利子	エ						
		配当	オ						
		給与	カ						
	雑	公的年金等	キ						
		その他	ク						
	総合課税	短期	ケ						
		長期	コ						
	一時	サ							

※ 山林収入は、第三表に記入欄があります。

※ ここで言う「**所得**」とは、経費や特別控除額を差し引いた後の金額を指します(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書第一表の「所得金額」の欄に該当する金額です。)

※ また、ここで言う「**合計所得金額**」とは、「所得」の合計額のことを指します(確定申告書第一表「所得金額」の「合計」の欄に該当する金額です。分離課税分の申告がある場合は、第三表の「所得金額」を加えてください。)

所得金額	事業	営業等	①						
		農業	②						
		不動産	③						
		利子	④						
		配当	⑤						
		給与	⑥						
	雑	公的年金等	⑦						
	総合課税	短期	⑧						
		長期	⑨						
	合計								

※ 山林所得は、第三表に記入欄があります。

### 令和元年の年間収入・年間所得・合計所得金額

※ **令和2年1月1日時点で前橋市に住民登録があった方については、市で所得情報等を確認できるため、記入不要です。**ただし、4月17日以後に確定申告されたものについては、市に情報が届いていない場合があります、その場合は、確定申告書等の写しの提出を求めることがありますので、ご承知おきください。

**確定申告をしている場合は、次のとおり記入してください。**

令和元年の年間収入 (6、8ページ)	確定申告書第一表「収入金額等」の該当する収入の欄に記載された金額
令和元年の年間所得 (6、8ページ)	確定申告書第一表「所得金額」の該当する所得の欄に記載された金額
令和元年の合計所得金額 (10ページ)	確定申告書第一表「所得金額」の「合計」の欄に記載された金額。分離課税分の申告がある場合は、第三表の「所得金額」を加える。

(7ページに続きます。)

## 5 当該世帯の収入等について記入してください。

## (1) 主たる生計維持者の収入の減少率の算出

収入の種類ごとに、令和2年と令和元年の収入を比較し、年間収入の減少率を算出します。

主たる生計維持者の令和2年の収入のうち、令和元年に比べ、**年間で3割以上の減少が見込まれる収入(下表の年間収入の減少率が30%以上となる収入)**についてのみ、記入してください。

※ 記入方法の詳細については、5、7、9ページを参照してください。場合によって、記入不要な項目があります。

(単位:円)

事業収入	1月	2月	3月	4月	5月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	6月	7月	8月	9月	10月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	11月	12月	補填額	年間収入	年間所得
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込		
減少率					

(単位:円)

不動産収入	1月	2月	3月	4月	5月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	6月	7月	8月	9月	10月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	11月	12月	補填額	年間収入	年間所得
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込		
減少率					

**給与収入のみで、確定申告をしていない場合**は、次のとおり記入してください。源泉徴収票がない場合は、市で税情報等の公簿等を確認しますので、源泉徴収票がない旨を6ページの余白に記入しておいてください。

令和元年の年間収入 (6、8ページ)	源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載された金額
令和元年の年間所得 (6、8ページ)	源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄に記載された金額
令和元年の合計所得金額 (10ページ)	

令和元年の月間収入

※ 令和2年の月間収入(見込み額)の算出(詳細は後述します。)において必要となる場合があるため、記入していただくものです。**令和2年の月間収入(見込み額)をご自身で算出できる場合は、令和元年の月間収入は、記入不要です。**

**青色申告をしている場合**は、青色申告決算書2ページ目の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」の「売上(収入)金額」を記入してください。

**給与収入のみで、確定申告をしていない場合**は、各月の給与明細書を元に、その月の総支給額を記入してください。給与明細書のほか、月給を記録したものがあれば、それを元に記入していただいても構いません。

白色申告をしている場合や、給与明細書等がない場合等、**令和元年の月間収入が不明な場合**は、年間収入を事業を行っていた月数で除した金額を記入してください。

令和2年の月間収入(実績額)

売上帳簿等により、実績額を算出できる月については、実績額を記入し、「実績」を○で囲んでください。

令和2年の月間収入(見込み額)

申請時点で実績額を算出できない月については、ご自身で見込み額を算出して記入するか、又は、次の方法により見込み額を算出し、「見込」を○で囲んでください。

$$\text{【月間収入見込み額】} = \text{令和元年同月の月間収入に、算出可能な直近3か月の減少率の平均を乗じた金額}$$

例: 令和2年1～3月までの実績額が算出できている状態で、4、5月の月間収入を見込む場合

事業収入	1月	2月	3月	4月	5月
令和元年	1,000,000	900,000	1,500,000	1,400,000	1,000,000
令和2年	800,000	576,000	900,000	952,000	680,000
	○実績・見込	○実績・見込	○実績・見込	実績・○見込	実績・○見込
減少率	20.0%	36.0%	40.0%	32.0%	32.0%

平均 32.0%

(9ページに続きます。)



(単位:円)

山林収入	1月	2月	3月	4月	5月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	6月	7月	8月	9月	10月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	11月	12月	補填額	年間収入	年間所得
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込		
減少率					

(単位:円)

給与収入	1月	2月	3月	4月	5月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	6月	7月	8月	9月	10月
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込	実績・見込
減少率					
	11月	12月	補填額	年間収入	年間所得
令和元年					
令和2年	実績・見込	実績・見込	実績・見込		
減少率					

いずれか1つ以上の収入において、年間収入の減少率が30%以上となった場合は、1ページの要件③ i を満たすこととなりますので、このまま記入を進めてください。年間収入の減少率が30%以上となる収入がない場合は、感染症減免は、適用できません。

補填額(6、8ページ)

ここで言う「補填額」とは、感染症を事由とした企業保険の給付金、取引先からの損害賠償等の額のことを指します。次に例示するような、**国、自治体等から支給される各種給付金、補助金等は、補填額に含みません。**

- ・ 特別定額給付金
- ・ IT導入補助金
- ・ 持続化給付金
- ・ ものづくり補助金
- ・ 持続化補助金
- ・ 傷病手当金
- など

補填額に該当する受給があった場合は、「実績」を○で囲み、また、今後受給する見込みがある場合は、「見込」を○で囲み、受給額を記入してください。

令和2年の年間収入(6、8ページ)

令和2年の月間収入及び補填額の合計額を記入してください。

減免額の算出

6、8、10ページの記入内容から、減免割合が算出できます。算出方法は、次のとおりです。

$$\text{【減免割合】} = \frac{\text{【減少見込み収入の所得】(10ページ参照)}}{\text{10ページの合計所得金額の合計額}} \times \alpha (\text{※})$$

※  $\alpha$  は、主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額に応じた、右の表で定める割合を指します。

主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	$\alpha$
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2
ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業があった場合は、主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とします。	

この【減免割合】を、令和元年度第8期(特別徴収の場合は、令和2年2月の年金から差し引いた分)及び令和2年度年税額の合計額に乗じることで、減免額を算出します。

減免額を適用する納期の範囲については、11ページ下段を参照してください。

## (2) 令和元年の合計所得金額

当該世帯の納税義務者、主たる生計維持者及びその他の国民健康保険被保険者の合計所得金額を記入してください。

※ 合計所得金額の定義等については、5ページを参照してください。場合によっては、記入不要です。

			令和元年の合計所得金額
納税義務者			円
主たる生計維持者 (納税義務者と同じ場合は、記入不要です。)			円
その他の当該世帯の国民健康保険被保険者			
①	氏名		円
②	氏名		円
③	氏名		円
④	氏名		円
⑤	氏名		円
⑥	氏名		円
⑦	氏名		円
⑧	氏名		円
⑨	氏名		円
⑩	氏名		円
合 計 額			円

【主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額】が1,000万円を超えていた場合は、1ページの要件③ ii を満たさないため、**感染症減免は、適用できません。**

また、【主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額】から、【6、8ページで年間収入の減少率が30%以上だった収入の、令和元年の年間所得の合計額】(※)を引いた額が400万円を超えていた場合は、1ページの要件③ iii を満たさないため、**感染症減免は、適用できません。**

※ 6、8ページで年間収入の減少率が30%以上だった収入が複数ある場合は、それぞれの年間所得を足しあげたもの。9ページでは、【減少見込み収入の所得】と記載します。

収入の減少と感染症との因果関係について

今般の感染症の影響の大きさに鑑み、明らかに因果関係がないと思われるケース(令和元年中に退職して就職活動をしていない場合、廃業して新たな事業を始めていない場合等)を除き、因果関係を認めます。

ただし、感染症の影響で非自発的に離職し、次の2つの要件を満たす場合は、**非自発的失業者の国保税軽減制度**の対象となります(国保税額算定時に、給与所得を3割まで減額して算定します。)

i	離職時の年齢が、65歳未満
ii	雇用保険(失業手当)を受給していて、雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の番号が、次のいずれかに該当 <b>11、12、21、22、23、31、32、33又は34</b>

当該軽減が適用できる場合は、感染症減免よりも当該軽減を優先して適用し、**離職を事由とした感染症減免は適用できません。**

減免額を適用する納期の範囲についての解説

感染症減免は、原則、減免申請日以後の納期の税額に対して減免を適用します。したがって、減免申請日が令和2年8月1日以後になった場合、令和2年度国保税の第1期(納期限:7月31日)以前の税額が、減免額の適用対象外となってしまいます。

しかし、12ページの6で例示するようなやむを得ない事情により、申請日が8月1日以後になった場合は、令和2年2月1日(納期で言うと、令和元年度第8期。特別徴収の場合は、令和2年2月の年金から差し引いた分)を限度として、減免額を適用する納期の範囲を広げます。

※ なお、7月31日までに減免申請があった場合は、原則、令和2年2月1日まで減免対象税額の範囲を広げます。

例: 令和2年8月中に減免を申請した場合

原則		↓ 納期限 7月31日						
R1第8期	R2第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
		----- 減免額を適用する納期 -----						
やむを得ない事情があった場合								
R1第8期	R2第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
----- 減免額を適用する納期 -----								

## (3) 収入の減少に関する感染症の影響

収入減少の原因となった感染症の影響について、該当する記号を○で囲んでください。

A	感染症の感染拡大防止のための外出自粛等により、客が減った。
B	感染症の感染拡大防止のため、営業を自粛した。
C	感染症の感染拡大防止のため、勤務時間が減った。
D	感染症の影響により、取引先との契約が解除、不履行等になった。
E	感染症の影響により、給料が減らされた。
F	感染症の影響により、就職先が見つからない。又は、採用を取り消された。
G	その他(下の欄に感染症の影響の内容を簡潔に記入してください。)
H	感染症の影響により、解雇され、非自発的失業者の国保税軽減制度(11ページ参照)の対象になる。 → 感染症減免適用不可

## 6 申請が令和2年8月1日以後になった場合、その理由を申告してください。

※ 申請書の提出が令和2年8月1日以後になる場合のみ、該当する記号を○で囲んでください。当申告の趣旨については、11ページ下段を参照してください。

A	8月1日以後になってから、感染症で死亡又は重篤な傷病を負ったため
B	感染症の罹患又は感染拡大防止のため、外出を自粛していたため
C	感染症の感染拡大防止のための営業自粛等により、令和2年の収入の算出に時間を要したため
D	客足の回復の遅れ、休業等、令和2年の収入見込み額を減少させる事実が発生し、最近になって見込み額を下方修正したため
E	その他(下の欄に申請が令和2年8月1日以後になった理由を簡潔に記入してください。)

## 添付書類等の解説

申請書等は、原則郵送で提出してください。

また、申請に当たって不明な点等がある場合は、まずは、下記の【問合せ先】に電話をしてください。

特に7、8月は、国民健康保険課の窓口が非常に混雑します。感染症拡大防止の観点から、可能な限り、ご来庁は控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

### 【問合せ先】

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 国民健康保険課賦課係

電話番号（直通）027-898-6250

（代表）027-224-1111（内線 2969 又は 3250）

## 7 添付書類

次の書類を申請書に添付し、16ページ記載の提出先に郵送してください。また、添付した書類の記号を○で囲んでください。

※ 添付書類は、下記のとおり、写しの提出を求めます。提出されたものは返却しませんので、原本を提出しないよう注意してください。

※ 複数の添付書類を、1枚の紙にまとめて写しをとることができる場合は、まとめて構いません。

## (1) 主たる生計維持者が死亡した場合(4ページの4でAを選択した場合)

A	感染症により死亡したことが分かるもの(死亡診断書の写し等)
---	-------------------------------

<主たる生計維持者が納税義務者だった場合>

B	申請者の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
C	法定相続人のうち、どなたか1人の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等) ※ 申請者が法定相続人の場合は、不要です。
D	C該当者(法定相続人)が、主たる生計維持者の法定相続人であることが分かるもの(戸籍謄本の写し等) ※ C該当者が、主たる生計維持者の配偶者又は子で、生前、前橋市の住民登録上、同一世帯にいた場合は、不要です。

<主たる生計維持者が納税義務者以外の方だった場合>

E	納税義務者の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
F	申請者の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等) ※ 申請者が納税義務者の場合は、不要です。

## (2) 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合(4ページの4でBを選択した場合)

G	納税義務者の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
H	申請者の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等) ※ 申請者が納税義務者の場合は、不要です。
I	感染症に罹患し、治療期間が1か月以上継続していることが分かるもの(診断書の写し等) 又は 感染症に罹患し、入院したことが分かるもの(診断書の写し等)

L

O

**令和元年の年間収入・年間所得・合計所得金額**については、確定申告書第一表の写しを提出してください。分離課税分の申告がある場合は、第三表の写しも必要です。

給与収入のみで、確定申告をしていない場合は、源泉徴収票の写しを提出してください。源泉徴収票がない場合は、こちらで税情報等の公簿等を確認しますので、添付書類は不要です。

なお、令和2年1月1日時点で前橋市に住民登録があった方で、令和元年の年間収入・年間所得・合計所得金額の記入を省略した方は、添付書類不要です。

**令和元年の月間収入**については、青色申告をしている方であれば、青色申告決算書2ページ目の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」の写しを提出してください。

白色申告をしている場合は、「月別売上(収入)金額及び仕入金額」と同様の帳簿があれば、その写しを提出してください。

給与収入のみで、確定申告をしていない場合は、給与明細書の写しを提出してください。給与明細書のほか、月給を記録したものがあれば、その写しでも構いません。

なお、令和元年の月間収入が不明で、年間収入を事業を行っていた月数で除したものを6、8ページに記入した場合は、令和元年の月間収入に関する添付書類は不要です。

M

**令和2年の月間収入(実績額)**については、収入の内訳等の詳細まで示していただく必要はありません。売上帳簿等の資料のうち、6、8ページに記入した月間収入の金額そのものが示された部分の写しを提出していただければ結構です。

**令和2年の月間収入(見込額)**については、緻密な計算は求めません。おおまかな概算でも結構です。添付資料としては、見込額の見込み方法・考え方について、簡単に示していただければ結構です。

用意した資料が、添付資料として適切か迷う場合は、とりあえずその資料を提出してください。こちらで審査し、不足・不明な点がある場合は、電話でご連絡します。



## (3) 主たる生計維持者の収入が減少する見込みの場合(4ページの4でCを選択した場合)

J	納税義務者の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
K	申請者の顔写真の付いた身分証の写し(運転免許証、マイナンバーカード等) ※ 申請者が納税義務者の場合は、不要です。
L	6、8ページの5(1)で記入した令和元年の月間収入、年間収入及び年間所得が分かるもの(確定申告書第一表、第三表、青色申告決算書、給与明細書等の写し)
M	6、8ページの5(1)で記入した令和2年の月間収入が分かるもの(実績額については、売上台帳等収入を管理する帳簿、給与明細書等の写し。見込み額についてご自身で算出した場合は、その計算方法の概要が分かるもの)
N	6、8ページの5(1)で記入した令和2年の補填額が分かるもの(企業保険の保険金給付関係書類、損害賠償関係書類等の写し)
O	10ページの5(2)で記入した合計所得金額が分かるもの(Lと同じものである場合は、不要です)
P	感染症の影響で、廃業又は失業した場合は、それを証明するもの(廃業等届出書、解雇通知等の写し)
Q	4ページの3で、D又はEを選択した場合のみ、当該世帯の世帯員と主たる生計維持者との親族関係が分かるもの(戸籍謄本等の写し)
R	4ページの3で、D又はEを選択した場合のみ、主たる生計維持者が当該世帯の生計を維持していることが分かるもの(通帳の送金記録部分、公共料金の引落し口座が分かるもの等の写し)

※ このほか、申請内容について不明な点があった場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。

## 8 提出先

〒371-8601  
前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市役所 国民健康保険課賦課係

電話番号 (直通)027-898-6250  
(代表)027-224-1111 (内線 2969 又は 3250)

(※ 表紙の【問合せ先】を切り取り、封筒に貼付していただいてもかまいません。)

## 9 その他注意事項

- ・ 減免審査において必要がある場合は、市が税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることありますので、ご承知おきください。
- ・ 申請に偽り・不正があった場合は、減免を取り消すことがあります。
- ・ 感染症減免適用後、非自発失業者の国保税軽減制度(11ページ参照)が適用できることが判明した場合は、感染症減免を取り消し、非自発失業者の国保税軽減制度を適用します。